

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表四 平二十六・十・一以後終了事業年度分

御注意

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
			②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当 そ の 他
加	損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）	2		
	損金経理をした道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税	3		
	損金経理をした道府県民税利子割額	4		
	損金経理をした納税充当金	5		
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	6		そ の 他
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	7		
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	8		そ の 他
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	9		そ の 他
		10		
	小 計	11		
減	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 （別表八（一）「15」又は「31」）	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 （別表八（二）「13」）	15		※
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
		20		
	小 計	21		外 ※
算	仮 計 (1) + (11) - (21)	22		外 ※
	関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 （別表十七（二）「25」）	23		そ の 他
	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 （別表十七（三）「10」）	24	△	※ △
	仮 計 （22）から（24）までの計	25		外 ※
	寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 （別表十四（二）「24」又は「40」）	26		そ の 他
	沖 縄 の 認 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 （別表十（一）「9」、「12」又は「16」）	27	△	※ △
	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額又は益金算入額 （別表十（二）「7」又は「9」）	28		※
	認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額又は益金算入額 （別表十（三）「7」又は「9」）	29		※
	法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 （別表六（一）「6の③」+復興特別法人税申告書別表二「6の③」）	30		そ の 他
	税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 （別表六（二）「7」）	31		そ の 他
算	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 （別表九（二）「10」）	32		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 （別表十（五）「20」、「21」又は「23」）	33		※
	合 計 (25) + (26) + (27) ± (28) ± (29) + (30) + (31) + (32) ± (33)	34		外 ※
	契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 （別表九（一）「13」）	35		
	特定目的会社等の支配配当又は特定目的請託に係る受益法人の利益の分等の損金算入額 （別表十（八）「13」、別表十（九）「10」又は別表十（十）「16」若しくは「33」）	36	△	
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	37		※
	差 引 計 （34）から（37）までの計	38		外 ※
	欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 （別表七（一）「40の計」+（別表七（二）「9」若しくは「21」又は別表七（三）「10」）	39	△	※ △
	総 計 (38) + (39)	40		外 ※
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 （別表十（四）「40」）	41	△	※ △
算	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十五）「10」）	42	△	
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二（十五）「43の計」）	43	△	
	関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十二）「15」）	44	△	
	中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十三）「10」）	45	△	
	再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 （別表十二（十六）「12」）	46	△	
	残余財産の確定の日の属する 事業年度に係る事業税の損金算入額	47	△	
	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	48		外 ※